令和5年度第3回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨					
日時	日 時 令和5年10月11日(火) 13:30~15:30				
場 所 本庁舎2階 201会議室					
出席者	委員: 3名出席者事務局: 3名(まちづくり防災課)出席人数: 6名				
1 開 会   2 案 件   (1) 自治基本条例の検証について   次 第   (2) 条例見直し作業について   3 その他   4 閉 会					
資料	<ul><li>(1)次第、本資料</li><li>(2)資料1 自治基本条例検証用資料</li><li>(3)資料2 自治基本条例の各条文及びこれまでの検証結果</li></ul>				

次第		発言者	内容(要約)			
1	1 開会					
開会		事務局	事務局進行により開会(13:30)			
2	案	件				
		委員長	(委員長あいさつ)			
			今回は3回目の委員会で、残すところ後2回となります。条例を1条ずつし			
			っかりと検証し、きちんとした報告書を作りましょう。			
(1	(1) 自治基本条例の検証について					
第	1 7 3	条 情報公	開と説明責任			
案件		委員長	情報公開について、おいらせ町役場は公開している方だと思う。むしろ町民			
			側の方が、(公開された情報に)興味がないのでは。行政の仕事が自分に不			
			利益をもたらさないと考えているので、関心を持たないのではないか。			
		委員	防災情報について、比較的安全な地域の場合、防災は必要ない、いらないと			
			いう考えの人、防災意識が無い人もいる。			
		委員	東日本大震災から年数が経ったこともあり、防災は話題にもあがらない、確			
			かに防災意識が薄れている印象はある。			
		事務局	防災の説明会について、これまでは公民館等で大きな区域を対象に開催して			
			いたため、参加者は少数でした。今回の防災マップ更新では、命を守る情報			
			について大幅に変更したため、なるべく多くの人に意識していただくよう、			
			単位町内会毎に開催することで、参加者を増やしています。			

第31条 情報公開・情報共有					
	委員	ホームページは、どの程度閲覧されているのか。			
	事務局	職員は仕事上かなり見ているが、一般の方となると不明です。			
	委員	コロナ禍の時には、ホームページを見て情報を得ることはあった。			
	委員	町のホームページはどうしても町の情報だけに限定される。観光区域など広			
		域的な観光情報、他市町村の観光場所へのアクセス情報があれば。			
第32条 附属機関等における委員の公募					
	委員長	資料中の「公募になじまない理由」について、重大な個人情報などとあるが、			
		委員であれば守秘義務があるので、理由として妥当だろうか。			
	委員	専門性を「なじまない理由」としているものもある、そこまで専門性がある			
		と言えるのだろうか。			
	委員長	これらの理由について、この資料には載せない方が良いように思う。			
		また、公募をすると昔に比べて少しは手があがるようになってきた。例えば			
		委員をすべて公募枠にして、集まらなかった部分をあて職の枠にするという			
		ような運用はできないのか。			
	事務局	現状では、公募をかけてもまったく応募が無い場合がほとんどです。			
第33条 参加の保障					
	委員長	先日、県の意見交換会に出席した。一般町民より主催者側が多い状況だった			
		が、説明は非常に分かりやすいものだったため、参加者が少ないことを残念			
		に思った。参加の機会はあるのにもったいない、と感じる。			
(2) 第	条例見直し	<b>上作業について</b>			
第21第	条 議員 <i>の</i>	)責任			
	委員長	今回の選挙で5人の議員が新しくなった。議員の活動はどうだろうか。			
	委員長	議員が忙しいのだろうか。議員報酬も安く、専業は難しい。定年を設定して			
		報酬を調整できないものだろうか。みな豊かになって、食うに困っていない。			
	委員	社会情勢の点で言えば、家族で食べる食卓が第一では無くなった。個人の楽			
		しみ、豊かさを優先するようになっている。			
	委員長	助け合い、みんなで食べていこうという精神がなくなってきている。社会の			
		利便性が増すことで人間性が失われていないか。			
第28第	条 総合計	十画			
	委員	総合計画に、漫画をつけてほしい。文字だけでは分かりにくいものも、絵が			
		あると理解しやすい。			
第31第	条 情報 2	は開・情報共有			
	委員長	行政の事務負担を考えると、何でもすべてを公開するというスタンスではな			
		く、聞かれた場合には答えます、公開しますで良いのではないか。			

第35条 開かれた議会						
	委員長	一問一答方式で理解しやすくなった。傍聴者が増えるとより良い。				
	委員	困っていることがない、議会に関心事がないと、なかなか傍聴者は来ない。				
第37条 まちづくり組織						
	委員長	地域づくり協議会を増やすためには、協議会が補助金等の優遇を受けられる				
		など制度上の支援が必要なのではないか。				
	委員	地域によっては、近隣と交流が無く連携がしづらいところもある。				
(3) 今後の活動予定について						
	事務局	次回の日程について確認				
3 その	3 その他					
	委員長	コミュニティによるまちづくりについて、以前は活発に講演などが開かれて				
		きたが、最近はあまり無い状況である。自治基本条例は、いざという時に役				
		立てばそれで良いとは考えているものの、まちづくりへの意識は高めていき				
		たい。来年度、町内会長やまちづくり団体の代表者向けに、自治基本条例に				
		関わる勉強会を実施したいと考えている。				
4 閉	会(修礼、	散会)				